

管理委託契約時の重要事項説明書【準則第5条】

管理委託契約書【準則第6条】

(免責) (準5-8、6-7) (SAMPLE)

第6条 乙は、賃借人及び第三者の故意若しくは過失によって生じた損害、管理物件の瑕疵によって生じた損害又は乙において予見できなかった事由によって生じた損害については、その責を負わないものとする。

2 前項に定める損害以外については、法令の規定に従い処理するものとする。

※免責について定めをしない場合には、以下の条文とする。

(損害等の責任)

第6条 本契約において管理業務の実施等において相互に生じた損害等については、法令の規定に従い処理するものとする。

(契約の解除) (準5-10、6-9)

第7条 甲又は乙が、本契約に定める義務に関してその本旨に従った履行をしない場合には、その相手方は、相当の期間を定めて履行を催告し、その期間内に履行がないときは、本契約を解除することができる。

2 甲又は乙は、本契約の契約期間中であっても、相手方に対する書面による通知をもって、本契約を解約することができる。この場合において、本契約は、当該通知が相手方に到達してから3か月の経過をもって終了するものとする。

3 本契約が期間満了、第1項の債務不履行解除又は前項の解約などにより終了したときは、乙は、甲に対し、管理物件に関し保管していた書類及び鍵等を引渡すとともに、賃料その他の乙が保管中の金員を精算するものとする。

※契約の解除について定めをしない場合には、以下の条文とする。

(契約の終了)

第7条 本契約において、契約期間中の甲又は乙からの解約はできないものとする。

2 本契約が期間満了により終了したときは、乙は、甲に対し、管理物件に関し保管していた書類及び鍵等を引渡すとともに、賃料その他の乙が保管中の金員を精算するものとする。

(契約内容の説明) (準5)

第8条 甲及び乙は、本契約内容につき、契約締結前において、あらかじめ乙から甲に対し、本書面に基づき説明がなされ、甲は当該説明を受けた上で本契約を締結したことを確認する。